

令和7年8月12日
九州運輸局

自動車検査証の有効期間を伸長します ～令和7年8月の九州管内における大雨被害を受けて～

令和7年8月の大雨に伴い、九州管内の災害救助法適用された地域及び避難指示が発令されている地域に使用の本拠を有する自動車について、下記のとおり自動車検査証の有効期間を伸長します。

①災害救助法の適用を受けた地域

使用の本拠の位置	自動車検査証の有効期間	自動車検査証の有効期間を伸長する日
熊本県（熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、八代郡氷川町）	令和7年8月10日から8月17日まで	令和7年8月18日
鹿児島県（薩摩川内市、曾於市、霧島市、姶良市）	令和7年8月8日から8月17日まで	令和7年8月18日（再伸長）

②避難指示が発令されている地域（土砂災害（特別）警戒区域等）

使用の本拠の位置	自動車検査証の有効期間	自動車検査証の有効期間を伸長する日
福岡県（宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡新宮町、北九州市、遠賀郡岡垣町、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町）	令和7年8月10日から8月12日まで	令和7年8月13日

- 令和7年8月の大雨による被害に伴い、対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、その使用に支障が生じるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すればよいこととなります。

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、一覧表に記載の伸長する日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

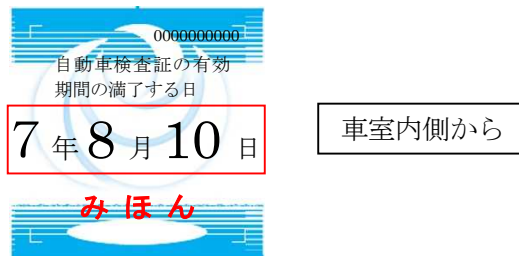
継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが伸長する日までの限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

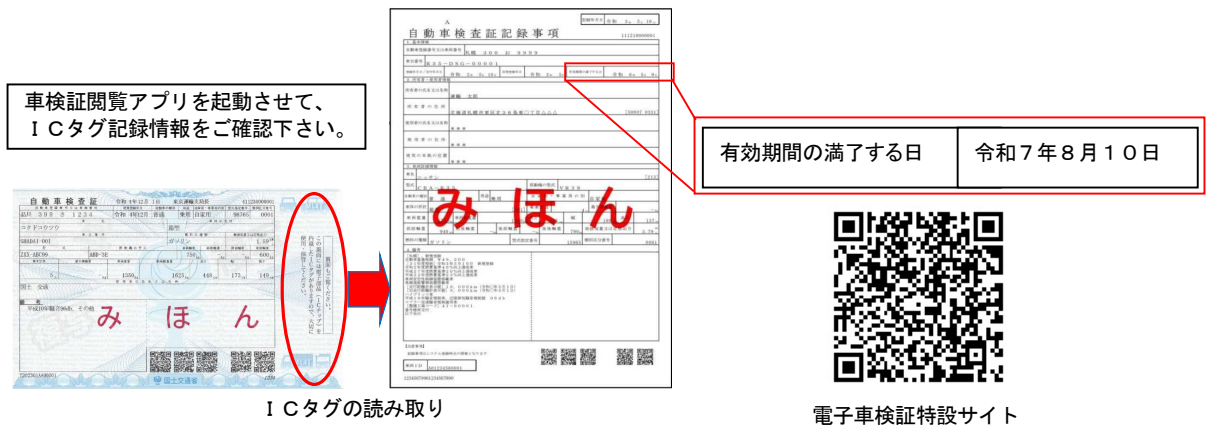
2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

3. 自動車検査証の有効期間の満了する日の確認方法

(1) 【検査標章（ステッカー）の場合】（ナンバープレート用を除く）

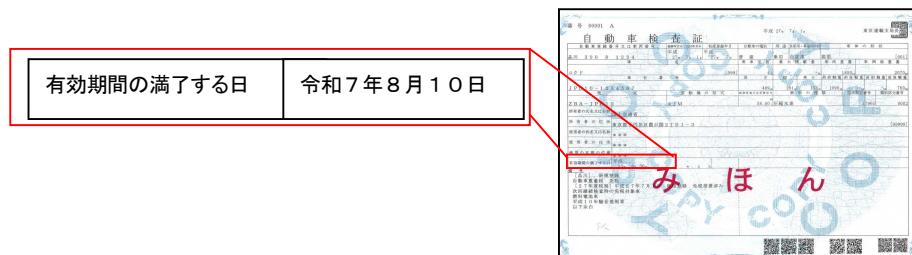


(2) 【電子車検証の場合】（車検証閲覧アプリ対応のPC／スマートフォン等が必要になります。）



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/application/>

(3) 【紙の車検証の場合】



連絡先：

国土交通省 九州運輸局 自動車技術安全部
技術課 姉川、大塚
TEL 092-472-2539

(参考 1) 参照条文

道路運送車両法（昭和 26 年 法律第 185 号）（抜粋）

第 61 条の 2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考 2) 福岡運輸支局長の公示

(参考 3) 熊本運輸支局長の公示

(参考 4) 鹿児島運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年8月10日から8月12日のものは、令和7年8月13日をもって満了するものとする。

記

宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡新宮町、北九州市門司区、北九州市小倉北区、北九州市小倉南区、北九州市若松区、北九州市八幡東区、北九州市八幡西区、北九州市戸畑区、遠賀郡岡垣町、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町
※ 避難指示が発令されている地域に限る（土砂災害（特別）警戒区域等）

令和7年8月12日

九州運輸局 福岡運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年8月10日から8月17日のものは、令和7年8月18日をもって満了するものとする。

記

熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、八代郡氷川町

令和7年8月12日

九州運輸局 熊本運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和7年8月8日から8月17日のものは、令和7年8月18日をもって満了するものとする。

記

薩摩川内市、曾於市、霧島市、姶良市

令和7年8月12日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長